

答 申 第 28 号
平成12年11月13日

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 平 川 信 夫

秋田県情報公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成11年11月15日付け湯保一2869により諮問のあった下記の事案について別紙のとおり答申します。

記

秋田県知事が平成11年9月10日付け湯保一2182で行った「湯沢保健所の犬の取締り指導業務に係る措置命令書、始末書、飼い犬指導車業務日誌、犬の苦情等受付処理簿及び犬の咬傷事故等受付、処理状況」の部分公開決定に対する異議申立て

（諮問第63号）

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、湯沢保健所の犬の取締り指導業務に係る措置命令書、始末書、飼い犬指導車業務日誌、犬の苦情等受付処理簿及び犬の咬傷事故等受付、処理状況（詳細は別紙のとおり。以下「本件公文書」という。）について非公開とした部分のうち、別紙中の次の部分は公開すべきであるが、その他について非公開とした決定は妥当である。

- 1 N○8のうち、特記事項欄に記載されている通報者の勤務先
- 2 N○9のうち、措置の内容欄に記載されている連絡の相手方の勤務先
- 3 N○10のうち、苦情届出者の勤務先及び所属
- 4 N○12のうち、苦情届出者の勤務先、勤務先所在地及び勤務先電話番号
- 5 N○14のうち、苦情届出者の勤務先、所属及び勤務先電話番号
- 6 N○15のうち、苦情被害届出内容欄に記載の場所及び苦情届出者の勤務先
- 7 N○16のうち、苦情届出者の氏名欄に記載されている事項
- 8 N○17のうち、措置内容欄に記載されている番号
- 9 N○18のうち、苦情届出者の勤務先
- 10 N○20のうち、苦情届出者の勤務先
- 11 N○21のうち、苦情届出者の勤務先及び所属並びに措置の応対者の所属
- 12 N○22のうち、苦情届出者の勤務先及び所属
- 13 N○23のうち、苦情届出者の氏名欄に記載されている事項
- 14 N○27のうち、苦情届出者の住所及び氏名欄に記載されている事項
- 15 N○29のうち、届出者の勤務先、届出者住所欄に記載されている県職員の勤務先並びに加害犬の登録番号、注射番号及び種類
- 16 N○29のうち、届出者住所欄に記載されている県職員の職氏名

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第7条の規定に基づき、平成11年8月30日、「平成11年度業務概要（秋田県生活環境衛

生課)の下記についての具体的内容」として、「第62表始末書1、措置命令書6
についての原因、処分内容。第63表咬傷を受けた者の被害の状況と対応、加害犬
に対する措置、処分。第65表犬取締車、飼犬指導車の巡回地区と方法、内容」を
公開請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る公文書として本件公文書を特定し、そのうち苦情届
出者及び犬の飼い主等の関係者等の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先、所
属及び勤務先電話番号等並びに加害犬の登録及び注射番号(以下「本件非公開部分」
という。)を秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例(平成10年秋田県条例
第38号)による改正前の秋田県公文書公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。
以下「条例」という。)第6条第1項第1号の規定により非公開とする部分公開決
定をし、平成11年9月10日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服として行政不服審査法(昭和37年法律第160
号)第6条の規定に基づき、平成11年10月29日、実施機関に対して異議申立
てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容について

(1) 措置命令書

秋田県動物の保護及び管理に関する条例(平成8年秋田県条例第85号。以下
「動物管理条例」という。)第24条の規定に基づき、犬による危害の発生を防

止するため、湯沢保健所長が飼い主に対して適正な措置を命じた文書であり、飼い主の住所、氏名及び生年月日、飼い主が措置すべき事項並びに当該措置命令書を受領した者の氏名等が記載されている。

(2) 始末書

(1) の措置命令を受けた飼い主が、湯沢保健所に提出した文書であり、当該飼い主の住所、氏名及び生年月日のほか、当該飼い主が放し飼いしたことの非を認め、今後の適正な飼養管理を約する旨記載されている。

(3) 飼い犬指導車業務日誌

飼い犬指導車の巡回指導の結果及び巡回経路のほか、特記事項として犬の苦情被害届出に関する通報者の氏名及び同届出に対する措置が記載されている。

(4) 犬の苦情等受付処理簿

犬の苦情等を受け付けた際に作成された文書であり、受付月日、苦情等の内容、苦情届出者の住所又は勤務先、電話番号、氏名及び苦情等に対する措置内容等が記載されている。

(5) 犬の咬傷事故等受付、処理状況

犬の咬傷事故等の届出があった際に作成された文書であり、届出者の住所及び氏名、被害者の住所、氏名及び電話番号、加害犬の所有者の住所、氏名及び電話番号のほか、届出に対する調査、処置の内容として、捕獲、返還及び措置命令書の発行状況並びに加害犬の登録番号及び注射番号が記載されている。

2 条例第6条第1項第1号該当性について

実施機関は、本件非公開部分が、条例第6条第1項第1号に該当すると主張しているので、この点について検討する。

(1) 条例第6条第1項第1号の解釈について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、個人に関する一切の情報を原則として非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

また、本号ただし書においては、

- (一) 法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの
- (二) 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの

(三) 法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

のいずれかに該当する場合には公開することとしている。

これは、個人に関する情報の中には、明らかにプライバシーの侵害にならないもの、公益上公開する必要があるものもあることから、ただし書に該当するものについては公開することとし、原則公開との調整を図ったものである。

(2) 本件非公開部分の該当性について

ア 前記第1の1～15に記載の部分

これらの部分は、苦情届出者等の勤務先、所属及び勤務先電話番号並びに個人識別性のない番号等であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められず、本号に該当しない。

イ 前記第1の16に記載の部分

この部分は、特定の個人が識別される情報ではあるものの、本件部分公開決定において公開とされている他の県職員の職氏名と同様、従来から慣行上公表されており、かつ、今後公表しても社会通念上、プライバシーを侵害するおそれのない情報といえるものであり、本号ただし書(二)に該当する。

ウ その他の非公開部分

これらの部分は、犬の飼い主、苦情届出者、犬の咬傷事故等届出者並びに被害者の住所、氏名及び電話番号であり、本号本文に該当することは明らかである。

ただし書への該当性については、本件公文書に関して法令又は条例に閲覧の規定がないほか、公表を目的として作成されたものではないことは明らかであり、また措置命令書を除き、法律又は条例の規定による許可、免許、届出その他これに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報にも該当しないから、ただし書(一)から(三)のいずれにも該当しない。

また、措置命令書については、動物管理条例第24条の規定に基づいて作成されたものであり、ただし書(三)前段には該当するものの、非公開とすることにより保護すべき個人の権利利益を超えて、公益上公開する必要があるとは認められない。

以上から、前記第1の1～16に記載の部分は本号に該当しないが、その他の非公開部分は本号に該当する。

なお、異議申立人は、その異議申立書において、公開しない理由として個人に

関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るとだけ記載された本件処分は、理由不備の瑕疵を免れない旨主張する。

公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定をするときの当該決定の理由記載の程度は、公開請求者において、条例所定の非公開事由のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものでなければならぬと解される所、本件公文書部分公開決定通知書には、非公開の根拠規定とともに、公開しない理由も記載されており、これにより、条例所定の非公開事由のいずれに該当するかを了知し得るものと判断されるから、異議申立人の主張は認められない。

別紙

No	公文書名
措置命令書	
1	10年4月6日付け湯保-45-1による措置命令書
2	10年6月1日付け湯保-45-2による措置命令書
3	10年6月29日付け湯保-45-3による措置命令書
4	10年9月9日付け湯保-45-4による措置命令書
5	11年2月9日付け湯保-45-5による措置命令書
6	11年2月10日付け湯保-45-6による措置命令書
始末書	
7	11年2月10日付けで提出された始末書
飼い犬指導車業務日誌	
8	10年4月5日の飼い犬指導車業務日誌
犬の苦情等受付処理簿	
9	3月30日受付に係る犬の苦情等受付処理簿
10	4月2日 // //
11	4月7日 // //
12	5月14日受付に係る犬の苦情、被害受付処理簿
13	5月27日 // //
14	6月12日 // //
15	6月19日 // //
16	6月26日 // //
17	7月23日 // //
18	9月21日午前9時50分受付 //
19	9月21日午後1時5分受付 //
20	9月25日受付 //
21	11月9日受付に係る犬の苦情等受付処理簿
22	11月13日 // //
23	1月21日 // //
24	2月4日 // //
25	2月8日 // //
26	2月9日午前8時 // //
27	2月9日午後3時30分 //
28	2月12日受付に係る //
犬の咬傷事故等受付、処理状況	
29	4月5日受付に係る犬の咬傷事故等受付、処理状況

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成11年11月15日	・ 諮 問 (第63号)
平成11年12月10日	・ 実施機関 (湯沢保健所) からの非公開理由説明書の受理
平成12年1月20日	・ 異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成12年4月27日 (第93回審査会)	・ 実施機関からの非公開理由の聴取
平成12年5月26日 (第94回審査会)	・ 審 議
平成12年6月22日 (第95回審査会)	・ 審 議
平成12年7月27日 (第96回審査会)	・ 審 議
平成12年8月28日 (第97回審査会)	・ 審 議
平成12年9月19日 (第98回審査会)	・ 審 議
平成12年10月19日 (第100回審査会)	・ 審 議

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について、平成11年9月10日付けで実施機関が行った部分公開決定において、非公開とした本件非公開部分について公開することを求めるということである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

○ 条例第6条第1項第1号該当性について

飼い犬の咬傷事件（湯沢保健所管内）に関する異議申立人の公文書公開請求に対して、秋田県知事は、公文書を部分公開とする決定をなした。加害者の住所、氏名を公開しない理由として、個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るとだけ記載された極めて形式的、抽象的に処理された本件決定は、了知措置義務を尽くしたといえず、理由不備の瑕疵は免れないばかりか、開示を請求する県民の権利を尊重し、開かれた透明性の高い県政を実現しようとする秋田県情報公開条例の解釈を誤った不当なものである。

本件決定は、単純に個人に関する情報として、その法的根拠を条例第6条第1項第1号に求めている。個人の権利、幸福追求権は憲法によって保障されている。ただし、それは、「公共の福祉に反しない限り」であり、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」のであることはいうまでもない。

条例第6条第1項第4号及び第5号は、現実に被害が発生している場合に限らず、これからも法益が侵害されるおそれがある場合も含むものであり、特に人の生命、健康、生活又は財産を保護するための情報は、個人情報に優越する公益上の義務的開示規定というべきであって、本件決定は粗略に過ぎ、取り消しは免れない違法なものである。

1 条例第6条第1項第1号該当性について

個人に関する情報については、条例第3条において、「十分に保護されるよう最大限の配慮」を実施機関に義務づけている。これは、個人の情報については基本的人権の尊重という観点から、十分に保護されるべきであり、自己情報をも含んだ個人に関する一切の情報を、原則として保護の対象とすることとしたものである。

「秋田県公文書公開条例の解釈運用基準」では、条例第6条第1項第1号でいう「個人に関する情報」とは、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴等に関する情報、収入、財産状況等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報など個人に関するすべての情報をいい、また、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、特定の個人であるかどうかを識別するのは通常、住所及び氏名をもって行われるので、住所氏名が記載されている公文書は本号に該当するとされている。

2 条例第6条第1項第1号ただし書の非該当性について

ただし書（一）及び（二）については、本件公文書はいずれも閲覧に関し、法令又は条例において何ら規定がなく、また、実施機関である県が公表を目的として作成したのではないので、これには該当しない。

ただし書（三）については、「始末書」、「飼い犬指導車業務日誌」、「犬の苦情等受付処理簿」、「犬の咬傷事故等受付、処理状況・調査、処置」は、法令又は条例の規定による行為に際して作成されたものではない。「措置命令書」は、秋田県動物の保護及び管理に関する条例第24条の規定に基づき作成されたものであり、犬の不適正な飼養管理が判明した時点において、犬の所有者に対して適正な措置を命ずることにより、犬による危害の発生を防止するものである。それぞれの事例については、その時点で犬の適正飼養の指示などの措置により、危害防止を図っている。また、過去の事例をもっても、現時点においても不適正な飼養管理がなされているとは限らず、よって、当該犬がたえず公衆に危害を加え、又は加えるおそれがあるとは認められないことから、県民の生命、身体等を保護し、公共の安全を確保するうえでの、公益上公開すべき積極的理由はない。仮に公開した場合でも、さらなる今後の被害防止という効果は期待できるものではなく、むしろ個人への誹謗、中傷等により個人のプライバシーが著しく侵害され、プライバシーの保護について最大限に配慮するという条例の基本原則に反する事態となることが予想される。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（50音順）

区 分	氏 名	職 名
会長代理	小賀野 晶 一	秋田大学教育文化学部教授
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	柴 田 一 宏	弁護士
会 長	平 川 信 夫	弁護士
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

(平成12年11月13日現在)